

冷房機器使用要領

鳥取県立米子東高等学校

この要領は、冷房機器の使用及びその取り扱いについて必要な事項を定め、適正な管理と効果的な使用を図ることを目的とする。

1 使用期間

冷房機器の使用期間は、概ね6月20日から9月20日までを基本とする。ただし、この期間外において必要と認められる場合はこの限りではない。

2 運転基準

室内温度28℃以上であること。ただし、多湿季等著しく不快と判断される場合（暑さ指数（WBGT）27℃程度）はこの限りではない。）

3 設定温度

室内温度が28℃以下となるように、冷房機器の温度設定を徹底すること。

4 運転開始

電気基本料金現行維持のため、事務室から遠隔操作により15分間隔で次の順に電源を入れることができるよう設定を解除する。

- (1) 午前7時45分 管理・教室棟2階普通教室
- (2) 午前8時 管理・教室棟3階普通教室
- (3) 午前8時15分 西校舎普通教室

5 運転の管理

運転開始以後の冷房機器の運転の管理は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 普通教室は、クラス室長または担任が定めた者が機器のスイッチを操作する。
- (2) 選択教室及び特別教室等は、授業担当教員が機器のスイッチを操作する。
- (3) 教室を使用しない場合は、冷房機器の運転はしない。

6 運転時間

- (1) 運転時間は、原則として授業時間内とし、教室を使用しない場合は運転を停止すること。
- (2) 授業終了時には、事務室から遠隔操作により一斉に運転を停止するものとする。
- (3) 放課後及び休業日の使用に関しては、使用責任者が事前に確認すること。

7 その他

- (1) 冷房中はカーテン又はブラインドを閉めて直射日光の影響を遮る。また、空き教室になる時は消灯とともに、窓・カーテン又はブラインドを閉め余冷を活用する。
- (2) 異常が発生した場合は、速やかに事務室に連絡すること。
- (3) 運転の管理は、責任を持って実施すること。

平成29年6月施行

令和元年6月24日一部改正